

研究報告

『台記除目拔書』所収「雑事抄」について

—『春除目抄』・『大間成文抄』関連史料として—

吉 田 早 苗

先に別稿「『大間成文抄』と『春除目抄』」⁽¹⁾において、『大間成文抄』および九条良経(一一六九—一二〇六)がそれに続いて著したと考えられる除目についての書『春除目抄』を取りあげ、両書の性格・関係・成立などについて論じた。本稿では、良経が『春除目抄』の執筆中あるいは完成後に、補遺的な性格を持つものとして作成したのではないかと思われる史料「雑事抄」を紹介し、『春除目抄』および『大間成文抄』との関連性について述べてみたい。

以下、後掲の「雑事抄」本文、『春除目抄』および『大間成文抄』の関連部分の引用、付表「雑事抄」にみえる除目の実例の分布」を随時参照されたい。

一

本稿で紹介する「雑事抄」は、室町期の公卿広橋守光(一四七一—一五二六)の書写にかかり、後補された表紙に「台記除目拔書」⁽²⁾ 守光公筆 一冊、旧表紙に「台記除目拔書奥雑事抄」⁽²⁾と記された冊子本一冊の後半に収められており、この本は広橋家から岩崎文庫を経て現在は東洋文庫に所蔵されている⁽³⁾。

「台記除目拔書」の前半は、「春除目下台記」という内題に続いて、『台記』の保延四年(一一三八)から久寿二年(一一五五)の春除目の記事を書き抜いており、⁽⁴⁾『増補史料大成』所収の『台記抄』(底本は尊経閣文庫所蔵)とほぼ同じものであるが、『台記抄』には欠けている年次や記事がみえる⁽⁵⁾。

現在の守光書写本では、前半の『台記』抄出の末尾から「雑事抄」の巻頭に至る計四丁が錯簡となっているが、後述する宮内庁書陵部に所蔵される寛保三年(一七四三)書写の写本にはこの錯簡がなく、寛保三年以降に生じたものと考えられる。

錯簡以前の状態では、『台記』抄出と「雑事抄」の間に一丁あり、表は白紙で、裏すなわち「雑事抄」の見返しに当たるともいえる箇所には

准后同姓兩人之時尻付事

^(法性寺殿)

久安六年正月御記云、執筆^(藤原)教長、問云、准后兩人姓位惟同、所難

分別、為之如何、愚案、欲注御名上字、予許之、^(藤原親長)

と記されている。記録の引用に法性寺殿(藤原忠通)と傍注が加えられているが、この記事が忠通の日記『法性寺関白記』の引用ではなく、『台記』の正月二十七日条であることは明らかである⁽⁶⁾。このことについて

ては後に触れる。

守光書写本には、『台記』抄出・「雑事抄」ともに識語・奥書の類が一切なく、その出自は明らかではない。

ここで書陵部所蔵の写本について略述しておく。これは「台記 春除目下」という外題の冊子本一冊である。第一丁の表には「保延四年正月十九日」以下前半の『台記』抄出の目録と

雑事抄

此内治承元年・承安四年・安元二年等有之、但後人加筆歟、可考之、

(滋野井公遠)
五松翁

という識語があり、第二丁表の「春除目下台記」という内題と以下の本文は、守光書写本とはほぼ一致している。巻末の押紙には

此一卷以広橋中納言(後二勝胤) 伝来之本、件本古物、殊勝之本也、秘本所書写也、

書写了、可秘々々、但少々不読得所々任本者也、抑台記十六卷、別記九卷、字槐雜抄一卷

二十六卷之外無之歟、此外也、秘而可秘也、尤不可他見、可有秘藏者也、

千時寛保三年八月二日 五松翁七十四歳書之

と記されており、これが広橋家に伝えられた守光書写本を底本とした写本であると考えてよいであろう。

二

次に奥書などのない「雑事抄」を、良経によって著されたものであると推定する根拠を述べよう。

その第一は、「雑事抄」と『春除目抄』の間に、形式・表現・内容などの面で明らかな相似がみえることである。

ここでそのことに関連して『春除目抄』についてごく簡潔に説明しておく。『春除目抄』は全六卷、春除目の儀式次等を、執筆のとりべき作

法を中心に書いており、巻一―三に初夜以前および初夜、巻四に中夜、巻五・六に入眼を収めている。叙述の特徴は、ある次第を書き、その作法を具体的に述べた後に、時には状況をいくつか分類して、先例をあげていることである。

次に、『春除目抄』の叙述の例として、巻一「次召外記問文書具否」の項を示す。

次召外記問文書具否 (藤原道長)
御堂御流問之

大臣以官人召外記、大外記参軾、大臣仰云、文書ハ相具タリヤ、外記申具了由、大臣目之、或仰可令候之由、外記称唯、退出、

或召仰之次問之、先召仰升之時、此說有便、

早速有召之時、不必問之、

仰大外記例

長治二年正月 同年十二月

永久四年正月 同年十二月

承安四年十二月 六位参候、仰五位可参之由、即頼業参進、先例召五位外記、問文書具否、就中今度初度、仍召五位也、

安元々年十二月 治承二年正月 六位雖参、仰五位可召之由、

同四年正月

仰六位外記例

元永元年十一月 召着賦問之、

同二年正月 乍居小庭問之、

同年十一月 召仰之時召着軾、其次問之、

召仰之次問之例

元永二年十一月 今度先召仰外記、

早速有召之時不問之例

安元二年正月

依略不問例 (藤原賴長)
宇治左府毎度不問之、

安元二年十二月 雖可問文書具否、依略説不問之、

雨儀

元永二年正月(二十三日)中夜、御記云、召外記、々々參候宜陽殿壇上、
依降雨乍居件所問文書具否、

仰可令候之由例

元永二年正月同御記云、問文書具否、外記申候由、予仰可令
(藤原忠通)
候之由、外記退出、

大臣目之、已為流例、仍不注其例、

『春除目抄』に先例としてあげられた叙位・除目の年紀は、長徳二年
(九九六)―建久七年(一一九六)にわたり、記録の引用に限れば、嘉保
二年(一一〇九五)―治承四年(一一八〇)であり、実例の量としては、こ
の期間で忠実以下撰家嫡流の人々が執筆を勤めた叙位・除目に集中し
ており、例外として、忠通が執筆ではなく撰政・関白として関わった保
安三―大治の『法性寺関白記』が相当数引用されている。

引用された記録は『殿曆』(忠実)(10)〔康和四年正月―永久四年十二月〕、
『法性寺関白記』(忠通)(11)〔永久四年十二月―大治三年正月〕、『台記』
(賴長)〔保延三年正月―久寿二年正月〕、『玉葉』(兼実)〔承安四年十
二月―治承四年正月〕が大部分を占め、他に「堀河左府記(水左記)」(源
俊房)〔宗俊記〕(藤原宗俊)〔宗忠記(中右記)〕(藤原宗忠)が各一例あ
り、『玉葉』の引用数が最も多い。

引用の際には、著者良経の父祖の記録である『殿曆』『法性寺関白記』『玉葉』は「御記云」、「台記」は「記云」、他は「――記云」と区別し
ており、わずかな例外を除いて日付は記さず、「初夜」「中夜」「入眼」
といった注記も少数である。引用文の文章は、『殿曆』『玉葉』などの原
文と対照すると、厳密な引用ではなくおおむね取意文となっている。

また、あげられた実例の中には、特に任官の例について、『大間成文
抄』と共通する例がかなりあり、このことは、撰家嫡流の人々が執筆
を勤めた除目の大間書及び成文(申文のうちで任官が決定したもの)が家
に伝えられ、それを良経が利用したためと考えられる。ただし、『春除
目抄』では直接に大間書や成文を引用することではなく、「以成柄知之」
あるいは「見大間抄」などと、成柄(この場合は成文と同じ意味である)
や『大間成文抄』を参照せよという記述が散見する。

他に、説明の文中にあるいは注として、「――説」「――云」と他の
人々や儀式書の説が引かれているが、その中に群を抜いて多くみえるも
のが、「松殿仰」という良経の伯父にあたる藤原基房(一一四四―一二三
〇)の説である。

このような『春除目抄』の特色を「雑事抄」と比較すると、叙述の形
式や記録の引用の際の表記あるいは記事が取意文であることなどが一致
していることは明瞭である。実例として引かれた年次は、付表のごとく
長保元年(九九九)―治承四年(一一八〇)と、『春除目抄』よりは少々範
囲が狭まるが、集中している年次は一致する。そして引用された記録は
『殿曆』『法性寺関白記』『台記』『玉葉』の四点のみとなり、自家の記
録を先例として引くという『春除目抄』における傾向がより明確となっ
ている。(12)『大間成文抄』と共通する実例が多いことは以下に示すとおり
であり、一カ所だけではあるが「松殿仰」がみえている。(13)

このように表記などが同じでありながら、実際に『春除目抄』と共通
する実例がわずか九例と少ないことをみれば、本書が『春除目抄』の抄
録などではなく、記録類・大間書・成文などの同一の基礎史料をもとに
して、同様の方針に従って編纂されたものと考えることが妥当であり、
その著者としてまず想定される人物は良経を置いて他にないであろう。
以上述べた『春除目抄』と「雑事抄」の全体的な共通性に加え、著者

を良経とする推定の論拠の第二点として、明らかに「雑事抄」が「春除目抄」を踏まえて著されたことを示す箇所があることを指摘したい。

「雑事抄」の「臨時議定事」の項をみると、その末尾に治承元年十二月・同四年正月をあげ、「已上兩度事、在任五位以上之所」と注記している(八・九頁)。後掲の春(2)に示すように、この「任五位以上」が「春除目抄」巻五「次任五位以上官」の項を指していることは間違いなく、この注記が詳細(ここでは記録の引用)は「春除目抄」のその頃を見よとの意味で付されたと考えてよいであろう。

すなわち「雑事抄」のこの箇所が書かれた時には、『春除目抄』の少なくとも「次任五位以上官」の項は成立していたことになる。そしてただ「任五位以上」の所にありと記すだけで書名などを明記しなかったことによって、「雑事抄」の著者が執筆にあたり『春除目抄』を念頭に置いており、かつ「雑事抄」をそれに付随するものと考えていたとみてよいのではないかと思われ、そこでその著者として浮かんでくる人物はやはり良経ということになる。

推定の論拠の第三点として、「雑事抄」が『春除目抄』および九条家と関わりがあることを示す史料を紹介したい。

これは、『除目次第私抄』と題された冊子本三冊で、現在は宮内庁書陵部に所蔵されている。⁽¹⁵⁾内容は春除目の儀式次第を述べており、第一冊に初夜、第二冊に中夜、第三冊に入眼が収められている。

付された識語と奥書によれば、この書は三条西公条(一四八七—一五六三)により書写されたもので、文安二年(一四四五)に公条の祖父公保(一二三八—一四六〇)が初めて春除目の執筆を勤めた時に、二条持基(一二三九〇—一四四五)に教えられた次第が土代となっている。永正十六年(一五一九)に公条の父実隆(一二四五—一五三七)が、次第の記事に対応する『玉葉』の引用を付記し、公保の任例を加えて草稿を作り、これ

に実隆の女婿である九条尚経(一二四六—一五三〇)が勘物を加えた。⁽¹⁶⁾それを大永元・二年(一五二一・二)に公条が書写し、実隆と読合せをしたものがこの写本である。

ここで土代となった持基の次第が『春除目抄』に基づいており、尚経の加えた勘物もまた、大部分は持基の次第では省略されている『春除目抄』の次第や実例を注記したものといえる。⁽¹⁷⁾

さて、『除目次第私抄』第一冊の末尾には、『春除目抄』にみえない内容の勘物があり、そこに「雑事抄」と対応する記事がある。次のごとくである(なお、省略した部分には、『長兼卿記』建久七年正月七日条「永久三年御記」あるいは「元永二春」「文永六春」「同七春」などの年紀がみえる)。

白地起座事 挿大間中程於円座、

(中略)

難書事

申難旨於関白、下方ヲ筋違テ内へ折之、入第二筥、或入硯筥板上、四所・内給等強不難之、但於大事者非此限、申合于関白可斟酌、雖為何申文、於少々之難事者、申合子細於関白、楚忽尔不折、留而可任之、

可難事

帝王御諱 執政名大臣名 帝外祖名 当時無^{ナキヤン}止人ノ名 僻字^{オキナ}少々強不難之、公卿 入字可依事、僻事^{オキナ}戸相違強不難之、落字^{オキナ}落姓^{オキナ}落年月日、給多難之歟、或書人任之、可 以四姓自举諸国目申文^{オキナ}但四所籍・内給無^{オキナ}依執筆之心也、原・大中臣申外記・史 以外階姓申二省丞

雑事

硯無水時令入事 召男共給水滴令入之、

硯水凍時事 仰外記令入美酒、

(中略)

落戸不難例

大間書加戸任之、元永二春、保安三春、^{〔元カ〕}安元二春、治承三春、

無右状不難例

保安二春、仁平元秋、^{〔雜事抄〕三二作ル〕}同一秋

不注所望所不難例

元永三春

臨時御給端注其所不難例

^{〔永〕}元久四 仁平元 安元二 治承二 同三

尚経が『春除目抄』以外の史料から除目についての故実・作法を書き抜いたと思われるこの一連の勘物の中に、『雑事抄』の記事がまとまって引かれている以上、永正十六年の時点で九条家に「雑事抄」が所蔵されていたと考えてよからう。このことは、『雑事抄』が良経により著されたことの直接の証左ではないものの、『春除目抄』に基づく次第の勘物として付されたことをも考慮すると、その傍証となりうるのではないかと思われる。

さらに付け加えれば、前述の「雑事抄」の見返しにあたる箇所には書かれていた「准后同姓兩人之時尻付事」は、春(7)に示すように「春除目抄」卷三「次任院宮当年給」からの引用である。『台記』を「御記」と書き、「法性寺殿」と傍注していることから、後人の加筆であることは明らかであるが、その人物が「雑事抄」と「春除目抄」との関連性を認識していたための行為と考えることも可能であろう。

三

ここで改めて『大間成文抄』『春除目抄』と「雑事抄」との関係からその性格について考えてみよう。

まず、『大間成文抄』では、共通の実例が春(2)の参考に示した「臨時

議定事」の一例を除いて全て「難書事」の項にみえることがあげられる。言うまでもなく、これは『大間成文抄』の性格上、引かれた実例の大部分が任例および成文であり、「雑事抄」の中で官職の任命に直接かわる項目が他にないことによる。

そして「雑事抄」における申文の引用は、五例全てが不必要な箇所を大幅に省略しており、また『大間成文抄』に載せられたものとの文書と比較すると位階なども適当に書きかえている。すなわち、「雑事抄」では『大間成文抄』のように完成された書物として実例そのものを提示することを目的としているのではなく、⁽¹⁹⁾言ってみれば備忘的な意味合いで書かれているのであり、文書名のみをあげている例とともに、必要に応じて自家に所蔵されている文書を参照することが前提となっていると考えられる。

また、元永二年正月源頼通当年給申文(大(1))や元久四年正月源雅俊当年給申文(大(30))などのように、『大間成文抄』と「雑事抄」で同一の問題点が指摘されている例もあれば、元永三(保安元)年正月頼仁親王当年給申文(大(7)(8)(12))や仁平元年正月藤原忠通申文(大(14))のように両書で別のことが問題となっている例があること、「雑事抄」の項に実例としてあげられた成文が『大間成文抄』に引かれていないものも含めて、全て道長以後の九条流の人々が執筆を勤めた除目の際の成文であることから、ここにとりあげられた共通する実例が、『大間成文抄』からの引用ではなく、自家に伝えられた成文に基づくものとみてよいであろう。

一方『春除目抄』と「雑事抄」をみると、「雑事抄」にあげられた項目は、除目とは別の儀式である受領功過定を別にすれば、除目の儀式次第の全体の流れを書いている『春除目抄』に比べて、どちらかと言えば細部の作法について述べているといえる。

このうちで「難書事」は比較的重要な問題と思われる、「内給不難例」

〔春③〕、「初献申文之人優難例」〔春④〕と共通する例がみえるように、『春除目抄』でも例えば当年内給や院官当年給などの各種の任命の際に、適宜難書について任じた例、任じなかった例を書いている。前述のように『春除目抄』では、実例として記録を引用するか年次をあげるかどうかであり、成文そのものを引くことはないため、それを補なう意味で『雑事抄』に多くの成文をとりあげたのではないかと考えられる。すなわち、任官や申文の処理などに関して、「委見大間抄」などと書き、実例の提示を譲った『春除目抄』における『大間成文抄』の取扱いと似かよった処置といえることができるかもしれない。

このような「雑事抄」の内容の傾向、前述した『春除目抄』と共通する例の少ないこと、明らかに『春除目抄』を前提とした「在任五位以上之所」という記述などから次のように推測されよう。

本書は、良経が『春除目抄』の執筆のかたわら、細部にわたりすぎるなどの理由で『春除目抄』には入れないが、何らかの形でまとめておいた方がよいと考えた事項を順不同に書いていったものではないか。すなわち、共通の成文を引いてはいるが両書で指摘する点の異なる久寿二年藤原頼長当年給申文〔春⑤〕、および「臨時議定事」の二例を除く残りの共通する事例は、良経が当初『春除目抄』に載せないつもりで別に書きとめておいたものの、推敲を重ねるうちに必要性を感じて付け加えたため、『春除目抄』と『雑事抄』の両方に引かれる結果となったのではないかと思われる。

四

最後に「雑事抄」の成立と伝来について考える。

別稿Ⅰにおいて述べたように、良経が『春除目抄』を執筆した時期は、『大間成文抄』に引き続いて、源通親の策謀により失脚した兼実・

良経父子が籠居の身となっていた建久の末年頃ではないかと推測され、『雑事抄』の成立もこのころということになるであろう。ただし、除目に関するさまざまな事柄〔雑事〕を順不同に集めた本書のような史料の場合、明確な完成の時点は決定しがたく、『春除目抄』の完成後に書き加えられた可能性もないとはいえない。

本書の成立以後の伝来については、今のところ永正十六年の時点で九条家に所蔵されていたらしいことしかわからず、その本が自筆本あるいは写本のいずれかということも不明である。また正応六＝永仁元年（一二九三）に書かれた九条家の文庫の目録⁽²⁰⁾など、九条家に伝えられた文書・典籍の目録類にも、『雑事抄』らしき書は見出せない。

しかしながら、良経が作成したと思われる、忠実・忠通・頼長・兼実が執筆を勤めた除目の次第を、原則として執筆自身の日記に基づき略記した『任官次第』⁽²¹⁾という史料があることからみても、良経が除目に関連する多様な史料をまとめていたと考えられ、その集大成が『大間成文抄』『春除目抄』であったといえよう。そして春除目に関する記事を書き抜いた『台記』抄出に良経との関わりを想定することは可能であり、「雑事抄」がそれに付け加えるような形で書写されたということから、このような一連の除目関係史料の一部として伝えられていたとも思われ、いづれ改めて検討を加えたいと考えている。

末尾ながら、「雑事抄」の翻刻を許可された東洋文庫に深く感謝の意を表するものである。

「雑事抄」

付 『春除目抄』・『大間成文抄』

凡 例

一 本稿で底本および対校に使用した諸本は次のごとくである。

1 「雑事抄」

底本 東洋文庫所蔵広橋守光書写本（函架番号 一〇一四五五）

2 「春除目抄」

底本 陽明文庫所蔵本（函架番号 二一七一六五）

陽明文庫所蔵近衛家熙書写本（函架番号 二一七一六六、略号 イ）および尊経閣文庫所蔵三条西公条抄出本（略号 ソ）を以って対校した。

3 「大間成文抄」

底本 宮内庁書陵部所蔵九条家旧蔵本（函架番号 九一〇五）

内閣文庫所蔵『除目大成抄』（函架番号 一四五―二七五）を以って対校した。

一 「雑事抄」にあげられた実例が『春除目抄』『大間成文抄』にみえる場合は、春(1)・大(1)のごとく注記し、後に対応する箇所を引用した。

一 原則として当用漢字を用い、読点（、）並列点（・）を施し、朱書の文字を『』で、異筆の文字を「」で括った。

一 校訂注のうち、本文に置き換えるべき文字を含むものには「」を、それ以外のものには（ ）を施した。なお「雑事抄」と『春除目抄』『大間成文抄』との異同については、原則として注を付さなかった。

「雑事抄」

雑事抄

除目及五个夜之時大間礼紙

初日 如恒

第二日 以初日奥為端、逆ニ取成テ加之、

第三日 以初日裏為表、返サマニ取成テ加之、逆ニハ不取成、

第四日 以第三日奥為端、逆ニ取成加之、

第五日 不加礼紙、

関白不参時依内覽可封者、以第四日裏為面、返サマニ取成加之、逆ニハ

仁平元年正月記云、大間表卷紙、第二日、以初日奥為端、第三日、

以初日・第二日裏為表、第四日、以第三日奥為端、第五日、依

関白参、候、不封大間、竟日外、雖関白

白地起座事

挿大間中程於円座下、

元永二年正月御記云、予白地起座、其間大間中程ヲ引介円座、物

書タル所ヲ物不書所シテ引藏也、

保安四年正月御記云、執筆、執筆今夜而三度被起座、大間左方ヲ

挿硯筥良角、普通之説、挿円座下也、風吹之時挿硯下、有何難

哉、殿下先日仰云、故入道左大臣俊房被挿硯下、殿下令談申其旨

於故大殿給、仰云、非普通之説、但於風吹者、非此限者、

天治二年正月御記云、執筆為隆、為隆起座之時、大間挿円座下也、

而今夜不挿、似無用心、

保延三年正月記云、院宮給任畢、取大間南北妻ニ引成テ、大間中

* 央ヲ引挿円座下、取笏深揖、退廻左、起座、経南簀子・長橋等到

関所小便、経本路着本円座、有揖、置笏、任公卿当年給、

* 「里内也、」

改任人於他国事

先移付可任之国之後、本所塗墨、

天治二年正月御記云、執筆為隆、改任他国之者、未移載之前塗墨、

其名字忘却、以藏人間拳申文、甚無用心、

或成文住任所之所ニ、改其官書付、土右記、或本任所塗墨、其傍改書

之、

初夜不可尽関事

一国無関任尽之時、後々夜必可任其国者出来之時有煩也、満遍可灑任、

春(1)

天治二年正月御記云、為隆兩秀才可兼之國、去夜皆被成他人給畢、凡遍ク國々ニ灑テ可任也、一國ノ闕モ無ク任尽シツレハ、後夜必可任件國之者出来之時、如此事出来也、未練之上、不知口伝之所致也、

功過定事 三ヶ夜無定、国多時毎夜有此事、

議始後、関白不候者、大臣取劾奏事由、仰第一大納言曰、受領文ヤ候フ、

納言召殿上弁問之、有文書ハ、納言申其国文書候由、関白仰早可定申之由、不候者、定畢納言定文獻大臣、々々奉関白、々々見畢返給、

大臣入成文筥、奏大間之次経御覽、件文留御所、第二・三日、若下給大間筥ノ次入件文給者、取之進関白、々々不候者、密、下同シ蜜々以職事進御所、

関白不覽定文事

保安元年正月御記云、法性寺関白記(過、下同シ)功課定文ヲ欲奉殿下、而不御覽、仍入成文筥、

不覽関白事

保安三年正月御記云、法性寺関白記(原)執筆雅実、見定文畢入成文筥、(藤原忠通)不与下官、

如何、

賜下勘申文之参議召着例

保安元年正月御記云、下勘之文等勘之間、(藤原)召信通卿、被書功課定文、依他参議不候也、

定息男功課之間父不可候座事

大治元年十一月御記云、(24)法性寺関白記(原)先定山城、皇后宮權大夫息師行也、(原師時)仍父

相公起座、上卿能俊称不可憚之由欲召之、他人云、申可有憚之

由、(原能俊)治部卿申上云、参議三人可入、而今一人不候、為之如何、(藤原忠通)予

仰云、下臈中納言見合常事也、仍令新中納言見合、山城定畢師時

復座、

下給大間筥之時加入件定。文例

保延三年正月記云、下給大間筥、去夜所進之定文入此筥、(藤原賴長)予取出

之獻関白殿、々々々取之令獻御所給、(藤原忠通)可留御所之文、而返給、仍返上也、

関白不候儀

治承二年正月御記云、(25)返給院宮御申文之後、(藤原兼実)予候天氣、(藤原)仰実房

卿、々々々召弁尋之、申不候之由、予奏此由畢、此事近年可有定

時被問之、旧例雖無定必被問文書有無也、今夜関白不候、仍此事

可在執筆之心、故為正礼法奏事由所問也、

雖無文書被問例

元永二年正月御記云、雖令尋受領文、依不候不被定也、

保安四年正月

治承二年正月 在上、

臨時議定事

関白給所望者申文於執筆、或以詞被仰下之、不申文、大臣目第一大納言、

々々参進、大臣給申文有已次大臣仰可定申之由、納言帰座、次第見下、

自下臈定申、或撰上大臣・関白同定申、御前議不申同其人之由、只申同事、

定畢納言返上申文、大臣取之可任之者申文拔取任之、其殘入第三筥、

保安元年正月御記云、奏受領挙、次有定、先公卿皆悉殿下仰下事

趣、新叙中無文章生、而外記巡第三通景為文章生、人々定申、文章生必任

之、可被任通景之定申、予同定申、

同四年正月御記云、史軫任之間有論、任日・上日論也、(藤原忠通)予仰可定

申由、人々皆申可依上日之由、予同申此由、参議師時一人可依任

日之由、

治承元年十二月 (21) 大字頭定、

同四年正月 式部輔定、

春(2)

已上兩度事、在任五位以上之所、

春(2)

難書事

申難旨於閑白、下方ラスチカヘテ内サマニ折也、如本卷之、中程取平
天人第三筥、或入硯筥板上、四所・内給等強不難之、但於大事者非此限、
申合閑白可斟酌、又初献申文之人隨宜優之、但可依人歟、
可難事

帝王御諱 執政名 帝外祖名 當時無上人名

僻字小々字歟強不難之、公卿給多ハ難之歟、入字可依事、

落字落姓、落年月日、落所望官、望。其官申字可難云々、

僻事戸相違不強難之、摺字先例強不難、但及數字無字形ハ、不可任歟

以四姓拳諸国目申文 以四姓・菅原・大中臣申外記・史 以外姓申
二省丞

已上難等申合閑白、隨命可斟酌、

難書入硯筥例

承安四年十二月御記云、難書一通、申其旨於閑白、申文端ノ下方
ラスチカヘテ、裏サマニ折テ、入硯筥硯下方小板上、又說、入第二

覽筥、共無難、又一通如初入硯筥、

入第二覽筥例 加硯第三也、

保延三年正月記云、申文端ノ下妻ヲ折テ、入第二覽筥、

同四年正月 同上、

仁平元年九月 同上、

治承二年正月御記云、折申文下方、下妻ラスチカヘテ内サマル折、如恒、入第三筥畢、

入第三覽筥例 加硯第四也、

治承三年正月御記云、難書二通入第四筥、第三筥文書甚多、可余落之故也、

同四年正月御記云、難書太多、仍入第四筥、

返上閑白不可然事

保安四年十二月御記云、(法性寺閑白記)藤原為隆、有難書二通、件難書入第二筥下外

記云々、而封成文畢後取難書授予、々取之入閑官筥畢、(藤原忠通)

閑白取之例

安元二年十二月御記云、(32)連奏書樣未曾有、仍令見閑白、々々曰、

不。任云々、件申文可加難書也、而閑白被加置申文等畢、入注文

者也、追可有沙汰歟云々、

依戸相違不任例

康和四年十一月御記云、(33)執筆、勘進文中一通有誤、藤井ハ宿禰也、

而注朝臣、仍不任也、(源)

落戸不難例

元永二年正月 頭通卿當年給 落戸、大間書加了、成文不入、大(1)

保安三年正月 通季卿當年給 同上、大(2)

安元二年正月 実家卿當年給 同上、大(3)

落戸書入任例

仁平元年正月 朝隆卿當年給 執筆書入申文任之、(清)藤原大(4)

久寿二年正月 季成卿當年給 同、

安元二年正月 八条院當年御給 同、

治承三年正月 皇嘉門院當年御給 同、大(5)

無右狀不難例

保安二年正月 顯、親王 正六位上……大(6)(7)(8)

望……

年号月 日

仁平元年九月

(藤原多子)
皇后宮職

正六位上……右馬允、若大学允、

年号月 日

仁平三年十二月 同上

不注所望所不難例 於名替者、不注所望所常事也、

元永三年正月

(法親王、下同シ)
覚法親王

正六位上……

右、当年給所請如件、

年号月 日

巡給申文不注巡給二合由不難例

元永四年正月 覚法親王 右、当年御給所請如件、

元永二年正月 佳子内親王 右、当年給二合、所請……

保安元年正月 顯仁親王 右、当年給、以件……

佳子内親王 右、当年給所請……

覚法親王 右、当年給所請……

公卿二合申文不載二合由不難例

元永四年正月 右大將家忠未給申文 (藤原) 民部卿宗通未給申文

元永二年正月 (藤原忠実) 関白当年給申文 但雖望豫被任目、

仁平元年正月 関白当年給申文

安元二年正月 (藤原) 權中納言兼雅未給申文

端不載其所不難例

久寿二年正月 禎子内親王名替申文

正六位上……

大(15)
(16)

大(14)

大(13)

大(8)
(9)

大(7)
(8)
(12)

大(8)
(11)

大(10)

大(8)
(9)

望其国……

右、去其年給……

年月 日 別当署

今案巨難也、執筆見落歟、勘進之時外記注其親王給之由許也、

諸道内官拳申文端不注其道不難例

長和四年正月、端不注其道、奥署所兩博士加署、明法博士某云々、
今案、端注其道之時、奥署所無明法二字、只注博士也、

臨時御給端注其所不難例

元永四年正月

(白河法皇)
院

正六位上……

望右馬允、

年号月 日

仁平元年正月 (崇徳上皇) 新院

安元二年正月 (後白河法皇) 新院 (六条上皇)

治承二年正月 (後白河法皇) 同 (衍カ)

同三年正月 (後白河法皇) 同 (衍カ)

院宮給無御字不難例

保安元年正月 (白河法皇) 院御申文 右、当年二分代、所請云々、

依無御字不任例

治承三年正月御記云、皇太后宮諸国介名替其年給下注也、無御字、雖非巨難不可不咎、仍示合関白、(藤原正房) 可相計云々、仍入難書管畢、

且是諸国介、多々頗見苦、然而無瑕瑾申文無故非可留、仍付小瑕瑾難之、如此事随便宜也、

大(19)

大(18)

大(18)

大(18)

大(18)

大(18)

大(17)

院宮當年給有別當署不難例

安元々々十二月御記云、大宮申文、年号下有大夫署、(天皇太后藤原多子)難書也、然

而入注文畢、仍申閑白之處、無分別答、仍加成文畢、

未給。別當署不難例

承安四年十二月御記云、(大(37))太后御申文、去春御給書樣如當年給、月

日下無別當署、仍申閑白、不任入難書筥畢、

諸司奏無長官署不難例 長官闕之時非此限、

永久四年十二月木工寮奏 惣無頭署所、為闕之時注
其由、今度不然、如何、

元永元年十一月大膳職奏 同上、

仁平元年九月 治部省奏 同上、

安元々々十二月勘解由使奏 同上、

已上若長官闕歟、可尋、

行事所申文無弁署例

保安元年正月造土御門内裏行事所 無弁署、史盛仲一人
加署、

同二年正月賀茂遷宮行事所 同上

(造脱力)
土御門内裏行事所 同上、

弁一人加署、史不署常例也、仍不注云々、兩人連
署又正說也、

依書樣違失不任例

保延三年正月記云、未給中樞中納言成通有五節二合申文、而件卿

去年獻五節、然者今年可二合、而去年二合未給申文也、仍不任、

安元々々十二月御記云、主計、連奏書樣未曾有、仍令見閑白、々

々曰、不可任、仍不任、

治承二年正月御記云、右大將宗盛申文書樣甚別樣、藤井朝臣卜注

之、又右狀以年々二合可任據云々、奇異々々、仍不任、

同三年正月御記云、右大將宗盛申文、右狀云、當年內給云々、未

曾有、予申閑白、閑白被斷賜、仍不任、

院宮內官未給望二分代不任例

治承三年正月御記云、(藤原多子)大宮御申文被拳內舍人、右狀云、去年內官

未給云々、諸宮內官御給三分也、內舍人二分代也、理不可然、

仍申閑白、々々云、難旨可然云々、仍不任、

同內官御給依望內舍人任他三分例

治承元年十一月大宮當年御給望內舍人、但任內匠少允、

內給不難例

永久四年正月內給申文 據三人・目一人、任申文被任、

今案、內給八掾二人・目三人也、然而非強難歟、

* 治承三年正月御記云、當年內給所載、掾二人・目二人・內舍人一

人也、當年內給二分代之例未詳、然而依為內給不難、其旨申閑白、

々々被傾奇、

* 「治承所被任二分代、近代間有例歟、」

任內給二分代例

承保二年正月 內舍人一人

初獻申文之人優難例

保安元年正月御記云、今度若宮初預巡給、而件請文書樣甚狼籍、

然而初度不加難、件申文右大弁顯隆書獻云々、

今案、右狀當年給云々、無巡給二合等字、此事歟、

載注文者凌難任例

治承三年十二月御記云、(藤原所子)皇太后宮御給書樣雖違例、依載注文任

之、御申文加成文、

又皇太后宮二分代未給在注文、而外記稱有誤、留申文不上之、仍

(藤原基房)
申関白云、今夜不任、下名次可有沙汰歟、将又如臨時内給可任歟、答云、只可任、仍任畢、尻付、臨時内給、

安元々年十二月御記云、大宮御申文曰、当年御給二分代未補代云々、二分代々字無其理歟、両所有代字之故也、如何、関白云、非巨難、仍下勘了、

成功申文書望名簿不難例

長保三年八月料申文望名簿也、袖書云、(藤原詮子)故東三条院御経所云々、尻付、故東三条院千部経料、

四姓任目例

長保元年 参河大目藤原朝臣正平 (任符返上、良子)

治暦四年 安芸大目橘朝臣茂永 (一品内親王当年給、雅俊)

永久四年 丹後権少目橘朝臣末重 (權大納言源朝臣当年給、雅俊)

今度直物之次、削橘朝臣為立花宿禰、

代始憚後家申文例

保安四年十二月御記云、後家申文代始可有憚也、仍不任、摺字及数字不。(任)例

承安四年十二月御記云、(統子内親王)上西門院御申文、三个所数十字摺之、仍

申関白、々々云、先例如何、予申云、先例不覺悟、但数个所摺之

申文体極見苦、奏書之習如何、大略如無字体、但摺字可難之由、未受師說、可随命、関白云、然者不可任、仍加難書了、

名替国替申文本任者不注所任月例

保安二年正月前関白名替御申文 (藤原忠實)

右、元永二年給以某任其国…… (藤原)

仁安三年十二月实行名替申文 (藤原) 同上、

忠雅国替申文 (藤原) 同上、

大(32)

大(31)

大(30)

大(29)

大(28)

今案、是非強難不及沙汰事也、而近代間有難此事、仍注之耳、請文注其国其闕不可難事 (藤原) 江次第云、書闕字者難書也、但強不可為難歟云々、

長保元年正月 公任当年給 (菅原)

長保五年正月 輔正当年給 (藤原)

永久四年正月 忠教卿当年給 (藤原)

元永二年正月 顯通当年給

仁平元年正月 皇后宮当年給 二人、

久寿二年正月 左大臣当年給 (藤原賴長) 春(5)大(35) 師長当年給 (藤原)

硯。水之時令入事 (無) 今案、全以不可為難歟、就中先例不可勝計也、今只注一端耳、

召男共賜水入令入之、持参之時取令入硯、

不賜水入於藏人為失事

天治二年正月御記云、執筆為隆、硯水乾時、為隆召男共召水、藏人通憲盛水於土器持参之、為隆取之入硯、又召藏人返給土器、未見此儀、

硯水凍時事

豫仰外記令入美酒、

保延三年十二月記云、(合記)以家司給硯・筆等於外記之次、仰云、硯瓶

三可入美酒之由仰之、(三十日)

同年正月同記云、(入眼)問文書具否之次、仰硯美酒可入由、

承安四年十二月御記云、(47)瓶水用美酒、豫蜜々仰頼業畢、

又当筆於火櫃火令解水書之事

保延三年正月記云、今夜硯水凍筆不被書也、仍染之後在関白前火櫃火に当畢、去書也、

一夜度々摺墨事 有叙位之時更摺墨別事也、 春(6)

安元二年十二月御記云、依墨薄一兩度摺之、凡除目之習再不摺墨之由、近代人々執之、未知可否、

同年正月入眼、一兩度摺之、

治承二年正月入眼、一度摺之、

(藤原基房) 松殿仰、不再磨為佳、

令磨刀事

保延四年正月記云、中^(二十一)日、召外記、仰云、夜前硯筥小刀極サヒテ不立、可令磨、

令刊墨首事

保延三年正月記云、問文書具否之次、仰曰、墨新シクテ不被摺、

鋒可刊、外記答承之由、

位階有不審之時尋問事

問傍人例

永治元年十二月記云、今夜左府每人被問位階於予、隨賞略答之、

召職事問之例

* 治承二年正月御記云、任受領之間、位階不覺悟之者少々有之、問

光能朝臣任申狀書畢、而一兩人有僻事、不覺悟之間、任職事申狀

書之間如此、至愚也、

* 「関白不参、」

名替国替依員多所望国不闕申文不任事

治承三年 月御記云、名替・国替申文太多、悉令任者、諸国介一

度除目殆欲及卅人、小々可略敷之由触関白、々々被諾、仍所望国

無闕申文等不任之、其外一兩申文略之、

事畢後更婦書改任人事

仁平二年正月、取大間出殿上授忠雅卿退出、此間朝隆来云、文章

博士長光・大内記遠明也、大内記長光ハ朝隆書愆也、予婦書改退

出、(藤原、後二範明) 可備忽忘書入硯筥事 (藤原実資) 小野宮説、

関官寄物・可任官注文等注別紙、令持僮僕参内、給外記令入硯筥、事

畢後召藏人頭^(五位・六位)・令給僕従、毎夜如此、是小野宮説也、

或入懷中参内、着円座取出入硯筥、

仁平元年九月記云、関官寄物一通・今夜可任官者注文一通、(已上紙屋)

紙、使人給外記入硯筥、近例寄物外記直入硯筥、不献執筆大臣、

又無任官者、

『春除目抄』

春(1) 卷四 次任参議以下兼国

前夜不可任尽関事

天治二年正月御記云、兩秀等^(オト)・有盛^(藤原)・可兼国等、去夜皆被任他人給了、凡

遍ク国々等^(藤原)・可任也、一國ヲ闕モ無ク任尽ツレハ、後夜必可任伴国^(藤原)之者出来

時、如此事出来、未練之上、不知口伝之所致歟、

春(2) 卷五 次任五位以上官

当座有議定即被任者事

治承元年十二月御記云、大学頭事^(可カ)・一儀定云々、関白賜申文^(藤原基房)・一結^(藤原)・九^(藤原)・通^(藤原)・実房卿進

功課定文之次下給之、仰可定申之由、実房取之還座、予須見件申文也、然而

忿給之間不見之、議定了、実房卿可返上申文、予取之暫置前、可任在茂之

由、関白有命、仍書載了、拔在茂申文、懸勾挿成文了、残申文返上関白、依

命也、(藤原兼実) 同四年正月御記云、式部輔議定了、持来申文等、予取之留光輔申文、(藤原) 可任者

残四通返献関白、須投入第四宮、(藤原基房) 自硯第四而返上関白、頗失也、但又非無先

例、任滝口・所衆、了任光輔、申文挿成束了、

〔参考〕『大間成文抄』第九 五位以上

刊本六一二頁

式部少輔正五位下藤原朝臣光輔

春(3) 卷三 次任当年内給

不難内給例

(中略)

治承三年正月御記云、内給所載、掾二人・目二人・内舍人一人也、内給二分代之例不打任、然而依為内給不難之、但其旨申関白、同被傾寄也、先任外国

四人申文、付驗入一笈、

春(4) 卷三 次任公卿当年給

初献申文優難任例

保安元年正月御記云、今度若宮初預巡給、而件請文書樣甚狼籍、然而初度不加難任但馬掾、後一条院并後朱雀院、初預巡給御之日被任件国、彼時御堂奉仕執筆給、件請文右大升頭隆書献云々、

春(5) 卷二 次注袖書召參議下勘

同給下勘例 非初度執筆者、可用此例歟

(中略)

久寿二年正月 同 (以成柄知之)

春(6) 卷六 叙位儀

更摺墨例

(中略)

同二年正月御記云、更摩墨、先是二兩度摺之

同年十二月御記云、更摩墨、依薄也、先是依墨薄一度摺之、凡除目習再不摺

之由、近代人々執之、未知可否、

治承二年正月 同

春(7) 卷三 次任院宮当年給

同姓同位准后人尻付事

久安六年正月記云、執筆教長、問云、准后兩人姓位惟同、可難分別、為之如何、愚案、欲注御名上字、予許之、

〔参考〕『大間成文抄』第一 当年給 准后

刊本二八頁

同姓同位人相並例

『教長』久安六年 從一位藤原朝臣全(金子)当年給

從一位藤原朝臣宗(宗子)当年給

依宇治左府命注之、

『大間成文抄』

大(1) 第一 当年給 公卿 納言

刊本五九頁

讃岐少目從八位荒田宿禰磯藤 右衛門督源朝臣 当年給

『雖無戸任例、』從八位上荒田磯藤 〔關脫力〕

望諸国大目、讃岐少、

右、当年給所請如件、

元永二年正月廿二日 正二位行中納言兼皇后宮權大夫右衛門督源朝臣顯通

大(2) 第一 当年給 公卿 參議 刊本六八頁

備後少目從七位上秦宿禰清任 中宮權大夫藤原 朝臣当年給

『落戸不難例、』從七位上秦清任

望諸国目闕、備後、

右、当年給所請如件、

元永三年正月廿五日 參議從二位行中宮權大夫兼左近衛權中將 (三)

近江權守藤原朝臣通季

依混信通、書中宮權大夫歟、

大(3) 第一 当年給 公卿 參議 刊本六九頁

左近衛權中將例 右在此中、

(中略)

安元二

大(4) 第一 当年給 公卿 納言 刊本六〇頁

因幡少目從七位上藤井宿禰成吉 大宰權帥藤原 朝臣当年給

從七位上藤井宿禰成吉

望諸国目、因幡少、

右、当年給所請如件、

仁平元年正月廿七日從二位行權中納言兼大宰權帥藤原朝臣清隆

大(5) 第一 当年給 諸院

刊本八頁

『治承三』 備前少掾正六位上藤井宿禰盛沢

皇嘉門院当年御給

皇嘉門院

正六位上藤井守沢
宿禰 執筆人之、
(上文盛二作ル)

望諸国掾、備前少、

正六位上中原朝臣盛経

望内舍人、二分代、

右、当年御給所請如件、

治承三年正月十七日

大(6) 第一 当年給 親王 巡給

刊本三二頁

『保安二』 備中大掾從七位上平群宿禰重光

無品顯仁親王当年給

無品顯仁親王家

從七位上平群宿禰重光

望諸国掾、備中、

保安二年正月廿二日

大(7) 第一 当年給 親王 巡給

刊本三三頁

無品親王不加品例

(中略)

加品例 常例也、

(中略)

保安元年 同二年 在右

大(8) 第一 当年給 親王 巡給

刊本三八頁

親王巡給下勘例

(中略)

不下勘例

元永二 佳子、 保安元

顯仁、
覺法、

同二 顯仁、 已上見端、

保安元 佳子、 件申文不載巡給并二合字、

大(9) 第一 当年給 親王 巡給

刊本三七頁

『保安元』 武藏大掾從七位上平朝臣助久

覺法親王当年給二合、

覺法親王

從七位上平朝臣助久

右、当年給所請如件、 武藏掾、

元永三年正月廿五日

大(10) 第一 当年給 親王 巡給

刊本三六頁

『永久四』 丹波大掾從七位上酒人宿禰久末

〔法脱力〕
覺法親王当年巡給二合

可勘巡年、 件親王当年給未補、

覺法親王家

從七位上酒人宿禰久末

望諸国掾、丹波大、

右、当年御給所請如件、

永久四年正月卅日

大(11) 第一 当年給 親王 巡給

刊本三四頁

『元永二』 筑前少掾正六位上物部宿禰友末

三品佳子内親王当年給

三品佳子内親王家

正六位上物部宿禰友末

望諸国掾、筑前、

右、当年給二合、所請如件、

元永二年正月廿一日從四位下行文章博士兼因幡介藤原朝臣永実

大(12) 第一 当年給 親王 巡給

刊本三三頁

『元永三』 但馬少掾正六位上内藏宿禰利国

無品顯仁親王当年巡給二合、

『可蒙別給
宣旨給之』

無品顯仁親王家

人也、猶
依其儀不
下勘歟、
可尋歟、

正六位上内藏宿禰利国

望諸国掾、但馬

右、当年給、以件利国所請如件、

元永三年正月廿六日

大(13)

第一 未給 公卿

刊本一一三頁

『永久四』

上野少掾正六位上百濟朝臣年吉

民部卿藤原朝臣
永久二年給二合

可勘給否、件卿去永久二年給二合未補、

正六位上百濟年古

朝臣本(上文吉二作ル)

望諸国掾、上野

右、去永久二年未補、所請如件、

永久四年正月廿八日 正二位行權大納言兼民部卿藤原朝臣宗通

大(14)

第一 当年給 公卿 二合 大臣

刊本七三頁

『仁平元』

備前大掾正六位上藤井宿禰国次

関白当年給
二合所任

可勘二合年、件二合当年、

正六位上藤井宿禰国次

望諸国掾、備前大

右、当年給所請如件、

〔二合字落歟、〕

仁平元年正月廿七日 関白從一位藤原朝臣忠一

(通)

大(15)

第一 臨時給

雖五位依為人給有尻付例

(中略)

『名替』

(中略)

久寿二 筑後介藤盛隆

停無品禊子内親王久安二年
臨時給藤原親季、改任

大(16)

第二 三重 名替

筑後權介從五位下藤原朝臣盛隆

停無品禊子内親王久安二年
臨時給藤原親季、改任

刊本一五八頁

『不注其親
王家如何、
難書歟、
而被任了、』

可勘合不、無品禊子内親王臨時給、仁平二年正月所任筑後
權介藤原親季任符未出、

從五位下藤原朝臣盛隆

望筑後權介、

右、去久安二年臨時給、仁平二年正月、以藤原親季任件國權介、而以
件盛隆可被改任之狀、所請如件、

久寿二年正月廿六日

別当正四位下行播磨守源朝臣顯親

刊本四三二頁

大(17)

第七 諸道掾

刊本四三二頁

『長和四秋、
(マ、)』

右京少屬正六位上笠朝臣守輔

明法掾、

請被因准先例、以學生正六位上笠朝臣守輔、拜任兵部錄・

彈正疏・右京屬等申他官所狀、

右守輔、入學年久、稽古日新、見其才幹、頗堪吏途、謹檢先例、依道

拳奏關官班輩、繼踵不絕、近則豐原為時任兵部錄、伴惟信彈正疏等

是也、以往之例不遑毛舉、望請

天恩、因准先例、以件守輔被拜任件等官、將令知文業之貴、仍錄事

狀、謹請 処分、

長和四年正月廿二日

〔那脱力〕

從五位上守大判事兼明法博士美麻朝臣直節

從五位上行勘解由次官兼明法博士令宗朝臣光正

刊本三八四頁

大(18)

第六 臨時給 諸院

左馬少允正六位上平朝臣信正

院臨時御給、

正六位上平朝臣信正

望諸司三分、左馬少、

永久四年正月廿八日

(中略)

任左例

安元二 但新院御給被任右、

任右例

(中略)

仁平元 安元二新院、治承二 同三

大(19)

第六 二分代

刊本三九六頁

〔保安元イ〕

内舍人正六位上藤原朝臣行重

院当年御給二分代、

院

正六位上藤原朝臣行重

望内舍人、

右、当年給二分代、所請如件、

元永三年正月廿六日

大(20)

第七 本司奏

雖官人代不注其由例

(中略)

官人代旁

永久久秋

〔木之〕
大士少属、

大(21)

第七 本司奏

大膳少属正六位上大神宿禰則季

職奏、

刊本四四七頁

〔遷官有例〕

大膳職

請殊蒙 天恩、因准先例、以正六位上行主稅算師大神宿禰則季、被

遷任大属闕狀、

右得則季款狀傳、謹檢案内、居諸司之輩、或依奉公之旁、或依本官奏、被遷任要官之者、古今之間敢不可勝計、爰則季拜任当職之後、夙夜之勞勝傍輩、仍浴遷拜之恩、誰謂非拋之任者、今加覆審、所申有理、就中当時仕所在属一人也、仍有限年中諸社祭及節会・行幸所役、無勤仕官人、動及懈怠、望請 天恩、因准先例、以件則季被遷任属闕

乎、仍勒在狀、謹請 処分、

元永元年十一月廿九日

正六位上行少属林宿禰則光

正六位上行少進大江朝臣政遠

正六位上行亮藤原朝臣家範

大(22)

第七 本司奏

以他司者举任例

(中略)

元永元秋 大膳職奏、主稅算師、

(中略)

以無所帶者举任例

(中略)

仁平元秋 治部省奏、安元々秋 勘解由使奏、

大(23)

第七 所々奏 行事所申

〔元永三〕

左兵衛少尉正六位上源朝臣光成

造宮行事所申、

行造土御門内裏事所

請殊蒙 天恩、因准先例、依進納私物功、以蔭孫正六位上源朝臣光

成、被拜任左右兵衛尉闕狀、

右得光成款狀傳、以私物進納行造内裏事所之輩、拜任要官者承前之例也、爰光成致過分之成功、勵合期之勤節、若浴洪慈誰謂非拋者、今加覆審、所申有實、望請 天恩、因准先例、以件光成被拜任左右兵衛尉、弥令傍輩知成功之不空矣、仍勒在狀、謹請 処分、

元永三年正月廿六日

修理右宮城判官正五位下行内匠頭兼左大史算博士小槻宿禰盛仲

大(24)

第七 所々奏 行事所申

〔保安二〕

左馬少允正六位上藤原朝臣季職

賀茂遷宮所申、

行賀茂別雷社遷宮事所

請特蒙 天恩、因准先例、依進納私物式任定於行事所、

以正六位上藤原朝臣季職、被拜任左右馬闕狀、

右得季職款狀傳、以私物支公用之輩、拜任要官者古今之例也、爰季職以准綱式任定進納行事所、依其成功可拜任諸司允之闕之由、經 奏聞

〔藤原忠通〕

之處、右中弁藤原朝臣長忠宣、宣旨、内大臣宣、奉 勅、依請者、謹

守繪言、合期進納、請惣返抄既畢、其後雖經數年未浴朝恩、愁吟之至

大(25)
『保安二』

心肝無聊者、今加覆審、所申有謂、望請 天恩、因准先例、以件季職被拜任左右馬允闕者、令成功之不空、仍勒在狀、謹請 処分、
保安二年正月十九日
修理右宮城判官正五位下行内匠頭兼算博士左大史越前介小槻宿禰盛仲
第七 所々奏 行事所申 刊本ナシ
木工少允正六位上藤原朝臣親成 造宮所申、
行造土御門内裏事所
請被特蒙 天恩、因准先例、依進納私物參任正於行事所功、

以正六位上藤原朝臣親成、拜任治部・刑部・木工丞等闕狀、
右得親成狀狀偶、以私物支公用之輩、拜任要官者古今之例也、爰親成以私物參任正進納行事所、依其成功可拜任諸司允最前闕之由、經 奏聞之處、右大弁藤原朝臣顯隆伝宣、權中納言藤原朝臣忠教宣、奉勅、依請者、謹守 綸旨、即以進納、請惣返抄之後、雖及數年未浴朝恩、不顧連拙難休愁緒、何況造内裏功誰人比肩、早被奉 奏、將遂宿望者、今加覆審、所申有謂、望請 天恩、因准先例、被拜任件等官闕者、將令知成功之異他矣、仍勒在狀、謹請 処分、
保安二年正月十九日

大(26)
『永久四』

修理右城判官正五位下行内匠頭兼算博士左大史越前介小槻宿禰盛仲
第一 当年給 内給 刊本一頁
參河大掾正六位上藤原朝臣經遠 当年内給、
下野少掾正六位上佐伯朝臣安里 当年内給、
周防掾正六位上秦忌寸重国 当年内給、
撰津少目從七位上藤井宿禰里安 当年内給、
正六位上藤原朝臣經遠 当年内給、
望參河掾、大

正六位上佐伯朝臣安里
望諸国掾、下野少掾、
正六位上秦忌寸重国
望諸国掾、周防掾、

大(27)

從七位上藤井宿禰里安
望諸国目、撰津少、
右、当年内給、以件等人可任之、
永久四年正月廿八日
第六 二分代
内舍人正六位上平朝臣政頼 当年内給二分代、

大(28)

第八 料
主水權令史正六位上惟宗朝臣致貴 東三条院千部經料
故東三条院御經所
正六位上惟宗朝臣致貴 上文貴二作ル
望主水令史闕、

大(29)

第一 当年給 准后
長保三年八月廿三日
(中略)
治曆四年 一品内親王当年給、
「良子」後一條院皇女、
二品親王不書名例
(中略)
(治曆四年) (二品内親王当年給)
(治曆四年) 同、

大(30)

第一 当年給 公卿 納言
(彼「維多」・下文後二作ル)
丹波權少目從七位上橘朝臣末重 權大納言源朝臣
「四姓在目例、俊房大臣不任云々、」
從七位上橘朝臣末重
望諸国目、丹後權少、
「但直物次、
削橘朝臣
為立花宿
祿、然者

猶不可任
歟。』

右、当年給、以件末重可被任之状、所請如件、

大(31)

第二 前官 公卿

永久四年正月廿八日 正二位行權大納言源朝臣雅俊

刊本一八一頁

『保安二』

播磨大掾正六位上佐伯宿禰時重

前関白当年給
二合所任、

『今度同名替、同注前関白、』

(中略)

右、当年給二合、所請如件、

保安二年正月廿二日 從一位藤原朝臣忠一^(実)

(中略)

注前其官例

家説

『当年在端』
保安二 前関白二所、当年、名替、

大(32)

第二 三重 名国共替

『仁平三秋』

土左大掾從七位上紀朝臣貞清

停左兵衛督藤原朝臣久安五年給
二合議岐掾大江時永 改任、

可勘合不、^{件卿去久安五年二合給、}以藤原季安任讃岐
從七位上紀朝臣貞清^大

從七位上紀朝臣貞清

望土左掾、

右、去久安五年給、以藤原季安任讃岐掾、而称身病不給任符、仁平元

年正月、以大江時永改任、称非本望之由、仍以件貞清可被拜任彼国掾

之状、所請如件、

仁平三年閏十二月十九日正三位行權中納言兼左兵衛督藤原朝臣忠雅

大(33)

第一 当年給 公卿 參議

『長保元』

大和權大目從七位上清原真人清方

右衛門督藤原
朝臣当年給

從七位上清原真人清方

望大和・摂津等国大目闕、

右、当年給二分、以件清方所請如件、^(三)

長保元年正月廿七日 參議從二位行皇后宮大夫兼勘解由長官右

大(34)

第一 当年給 公卿 納言

衛門督備前權守藤原朝臣公任

刊本六〇頁

『永久四』

備中少目從七位上秦宿禰延国

右兵衛督藤原朝臣
当年給

從七位上秦宿禰延国

望諸国目闕、備中少、

右、当年給所請如件、

永久四年正月廿八日

正二位行權中納言兼大皇太后宮大夫右兵
衛督藤原臣忠教^(太)^(太)

大(35)

第一 当年給 公卿 二合 大臣

刊本七七頁

『久寿二』

播磨少掾正六位上惟宗朝臣忠久

左大臣当年二合、

(自給下勘例)

可勘二合年、件大臣給今年当二合年、

正六位上惟宗朝臣忠久

左京人、

望播磨掾闕、

右、当年給二合可被任之状、所請如件、

久寿二年正月廿六日 從一位左大臣藤原朝臣頼長

註

(1) 『奈良平安時代史論集』下(吉川弘文館 一九八四)。以下これを別稿Iと称する。『春除目抄』の内容・諸本などの詳細については別稿Iを参照されたい。

(2) この外題は守光のものと思われる筆跡で旧表紙に打付書されている。

(3) 函架番号 一〇一四四五。

(4) 保延四年正月十九—二十二日、同六年正月二十一—二十二日、三月二十四日、永治元年正月二十六—二十九日、二月九日、康治元年正月二十一—二十三日、天養元年正月二十二日、久安元年正月二十三、二十五、二十六日、同二年正月二十一、同四年正月二十二、二十六、二十八日、同六年正月二十九日、仁平二年正月十七—十九、二十一、二十八日、同三年正月二十一日、久寿元年正月二十一—二十三、同二年正月二十六—二十八日。

(5) 『増補史料大成』所収『台記』(臨川書店 一九七五) 解題参照。

(6) 現在『台記』の刊本としては、『増補史料大成』所収『台記』一、二、

- 『台記別記・宇槐記抄』および『史料纂集』所収『台記』一(統群書類従完成会 一九七六、刊行中)が刊行されている。このうち『史料纂集』本には、本稿で紹介する「雑事抄」と関連する記事がなく、以下では『増補史料大成』本の三冊を、各『台記』刊本一、二、三と称することにす。
『台記』刊本二一九、三一八〇頁。
- (7) 函架番号 三五〇一二七三。
- (8) 『図書寮典籍解題』続歴史編(養徳社 一九五一)一五四頁参照。
- (9) 宮内庁書陵部所蔵、九条家旧蔵『春除目抄』(函架番号 九一二五)による。この本については別稿Ⅰ付記参照。
- (10) 『春除目抄』に引用された『法性寺関白記』は全て逸文であるが、その大部分は忠通が執筆あるいは撰関として携わった叙位・除目にかかり、多くは内容から記主が忠通であることが明らかである。また一カ所ではあるが「保安元年正月十九日当日、御記云、千時関白左大臣」と記主を忠通とする注記がみえる。このことについては、別稿Ⅰ註(58)および、逸文の全文を紹介した拙稿『春除目抄』にみえる『法性寺関白記』逸文(『東京大学史料編纂所報』第一八号 一九四八、以下別稿Ⅱと称する)を参照されたい。
- (11) 大治二年の可能性もある。別稿Ⅱ註(4)参照。
- (12) 『土右記』(源師房)が一カ所みえるが(七頁)、年月日が明記されていないため、ここで述べる実例の範疇には入れない。同じ箇所にもえる「宇左記」(『台記』)についても同様である。因みに『続史料大成』所収の『土右記』(臨川書店 一九六七)には、この逸文に関連する記事はみえない。
- (13) 現存する『大間成文抄』の写本では、一〇巻のうち第五・第九の二巻が、年紀の頭書あるいは任例に付随する成文などの欠落した未完成の本の系統しか伝えられていないため、本来は以下に示すものよりも共通する実例が多い可能性がある。このことおよび『大間成文抄』の諸本などの詳細については、別稿Ⅰ第二節参照。
- (14) これは後補された表紙の外題であり、内題は、第一冊「県召除目次第初日」第二冊「中日」第三冊「入眼」となっている。
- (15) 函架番号 四一五一四〇一。昭和五十年十一月宮内庁書陵部「三条西実隆関係資料展示目録」三四号参照。
- (16) 『実隆公記』永正十七年正月七日条に、次第の草稿に尚経が勅物を加えて返してきた記事がある。
- (17) 『除目次第私抄』および『春除目抄』との関係については、別稿Ⅰ第三節五九六頁以下参照。
- (18) 本文の「次注袖書召参議下勘」の項に「難書事 注奥、難書下方ヲスチカヘテ覽當ニ入、」と記されている。
- (19) 『大間成文抄』においても、引用の際に一部を省略している例がないわけではないが、引用全体に比べるとごくわずかである。
- (20) 九条忠教筆正応六年三月十七日「九条家文庫文書目録」(函架番号 九一〇六一一五〇三)。「九条家文書」五『図書寮叢刊』明治書院 一九七五 一五二頁。
- (21) 現在上巻(春除目)のみ伝えられている。史料編纂所所蔵影写本『三条西家重書古文書』一上(架番号 三〇〇一一六一)所収。影写された底本を江戸時代に書写したと思われる本が、宮内庁書陵部所蔵、柳原家旧蔵本「除目部類」一冊(函架番号 柳一三八四)に収められている。
- (22) 『任官次第』については別稿Ⅰ第三節六〇二頁以下参照。なお『任官次第』上の元永二、保安元・二年の部分は別稿Ⅱに参考として掲載した。例えば、「九条家文庫文書目録」(前掲註(20)参照)には、「二合除目」と除目関係の史料がまとめられていたことを示す記事があり、こうした可能性を示唆している。
- (23) 『台記』二月二日条。刊本二一六六頁、三一一九一頁。
- (24) 大治元年の京官除目は十二月四・五日に行なわれており、この記事が十一月に除目とは別に行なわれた受領功過定のことを書いている可能性もないとはいえないが、「功過定事」の説明の文章や他の記録の引用からみて除目に伴う功過定の記事と考えられる。
- (25) 『玉葉』正月二十六日条。『玉葉』(藝林舎 一九七五、以下刊本と称

する)中―一四一頁。

- (26) 『玉葉』十二月一日条。刊本上―三九四頁。
- (27) 『台記』正月二十一日条。刊本三―二三三、四頁。
- (28) 『台記』九月二十七日条。刊本二―二〇一頁。
- (29) 『玉葉』正月二十六日条。刊本中―一四〇頁。
- (30) 『玉葉』正月十七日条。刊本中―二五二頁。
- (31) 『玉葉』正月二十六日条。刊本中―三五一頁。
- (32) 『玉葉』十二月八日条。刊本上―四九〇頁。
- (33) 『殿曆』十一月十三日条。『殿曆』一『大日本古記録』 岩波書店 一九六〇―一六七頁。

- (34) 『玉葉』正月十七日条。刊本中―二五二頁。
- (35) 『玉葉』十二月八日条。刊本上―四八八頁。
- (36) 『玉葉』十二月一日条。刊本上―三九四頁。
- (37) 『玉葉』の原文には「一通ハ太皇太后宮敷、皇太后宮敷之間」とあり、太皇太后藤原多子、皇太后藤原忻子のいづれかは不明である。

- (38) 『玉葉』十二月八日条。刊本上―四九〇頁。
- (39) 『玉葉』正月二十六日条。刊本中―一四〇頁。
- (40) 『玉葉』正月十七日条。刊本中―二五二頁。
- (41) 『玉葉』正月十七日条。刊本中―二五二頁。
- (42) 『玉葉』正月十七日条。刊本中―二五二頁。
- (43) 『玉葉』十月九日条。刊本中―二九八、九頁。
- (44) 『玉葉』十二月八日条。刊本上―四八八頁。
- (45) 『玉葉』十二月一日条。刊本上―三九四頁。
- (46) ここに引用された文章は、『江家次第』の承応二年(一六五三)刊の版本や同系統と思われる写本、あるいは『増訂故実叢書』本・『日本古典全書』本には欠落しているが、元仁元・嘉禄元(一二二四・五)頃に広橋頼資により書写され、現在は滋賀県の下郷共済会に所蔵される『江家次第』巻四にはみえる(この写本については、拙稿「藤原宗忠の「除目次第」

ハ『史学雑誌』九三―七 一九八四〇註(67) 参照)。

すなわち、除目初夜の当年内給の任命が終わり、院宮当年給の任命にかかる部分(『増訂故実叢書』本一〇〇頁下段)の裏書として

公卿給等申文、有一字誤者不任云々、

(中略)

望其官闕、々字不可必書之、但不可為難敷、とみえる。

なお別稿「第三節において、『春除目抄』に『江家次第』の説が全く引用されていないことを指摘し、良経の『江家次第』に対する一種の自負のあらわれではないかと述べたが、ここに一カ所ではあるが『江家次第』が引かれていることは、形を整えた編纂物ではなく心覚えのような「雑事抄」の性格によると考えられる。

- (47) 『玉葉』十二月一日条。刊本上―三九三頁。
- (48) 『玉葉』十二月五日条。刊本上―六二六頁。
- (49) 『玉葉』正月三十日条。刊本上―五三〇頁。
- (50) 『玉葉』正月二十八日条。刊本中―一四九頁。
- (51) 『台記』正月二十一日条。刊本三―二三四頁。
- (52) 『玉葉』正月二十八日条。刊本中―一四九頁。
- (53) 『玉葉』十月九日条。刊本中―二九九頁。
- (54) 『台記』正月二十八日条。刊本三―二〇六、二三八頁。
- (55) 『台記』九月二十七日条。刊本三―二〇一頁。
- (56) 『玉葉』十一月十五日条。刊本中―一〇七頁。
- (57) 『玉葉』正月二十八日条。刊本中―三五八頁。
- (58) 黒板伸夫校訂『除目大成抄(大間成文抄)』(『新訂増補 史籍集覧』別巻一 臨川書店 一九七三)。
- (59) 前掲註(13)に述べたように、『大間成文抄』第九は未完成の写本しか伝えられていないため任官年次などが記されていないが、官職・人名の一致から、『春除目抄』に引用された『玉葉』治承四年正月の記事に対応する任例と考えられる。

付表 「雑事抄」にみえる除目の実例の分布

凡 例

- 1) 除目の種類で「春」は春除目を, 「京」は京官除目を示す。
- 2) 除目の日付は初日および入眼を示す。
- 3) 除目の日付・執筆名は, 原則として『叙位除目執筆抄』により, 『大日本史料』その他で確認訂正した。
- 4) 原史料で確認できなかった記録の引用および年月のみあげた実例で, 年と除目の行なわれた月が適合しない場合には, 原則として月を訂正する。

① 実例の総数 ② 記録の引用数

西 暦	年 号	除目の種類・日付	執 筆	①	②
999	長 保 元	春 正. 28, 30	道 長	2	0
1001	3	京 8. 23, 25	同 上	1	0
1003	5	春 正. 28, 30	同 上	1	0
1015	長 和 4	春 2. 16, 18	同 上	1	0
1068	治 暦 4	春 正. 30, 3. 5	師 実	1	0
1075	承 保 2	春 正. 26, 28	同 上	1	0
1102	康 和 4	京 11. 13, 14	俊 房	1	1
1116	永 久 4	春 正. 28, 30	忠 通	7	0
		京 12. 21, 22	同 上	1	0
1118	元 永 元	京 11. 29	同 上	1	0
1119	2	春 正. 22, 24	同 上	6	2
1120	保 安 元	春 正. 26, 28	同 上	11	4
1121	2	春 正. 22, 24	同 上	4	0
1122	3	春 正. 21, 23	雅 実	1	1
1123	4	春 正. 19, 22	家忠・雅実	3	2
		京 12. 19, 20	為 隆	2	2
1125	天 治 2	春 正. 26, 28	同 上	4	4
1126	大 治 元	京 12. 4, 5	同 上	1	1
1137	保 延 3	春 正. 28, 30	頼 長	7	7
		京 12. 16	同 上	1	1
1138	4	春 正. 20, 22	同 上	2	1
1141	永 治 元	京 12. 2	有 仁	1	1
1151	仁 平 元	春 正. 27, 2. 2	頼 長	5	1
		京 9. 27, 28	同 上	4	1
1152	2	春 正. 17, 28	同 上	1	1
1153	3	京 閏12. 22, 23	同 上	3	0
1155	久 寿 2	春 正. 26, 28	同 上	4	0
1174	承 安 4	京 12. 1	兼 実	4	4
1175	安 元 元	京 12. 8	同 上	5	4
1176	2	春 正. 28, 30	同 上	5	0
		京 12. 5	同 上	1	1
1177	治 承 元	京 11. 15	同 上	2	0
1178	2	春 正. 26, 28	同 上	7	4
1179	3	春 正. 17, 19	同 上	7	5
		京 10. 9	同 上	2	2
1180	4	春 正. 26, 28	同 上	2	1

(61) 『公卿補任』によれば安元元年正月の参議左近衛権中将は藤原実家だけ
である。
(23) 『公卿補任』(『新訂増補国史大系』吉川弘文館)一―四八三頁。
(24) 大(23)(24)(25)は、刊本の底本とされた彰考館本の系統の第七では、書写の過

程で脱落した部分に含まれている。この詳細については、別稿―第二節五
六九頁以下参照。